

新座市立大和田小学校

いじめの防止等のための基本的な方針

令和6年

新座市立大和田小学校

目 次

はじめに	1
1 いじめの未然防止のための取組	1
2 いじめの早期発見への取組	2
3 いじめの早期解決への取組	2
4 いじめの問題に向けての校内組織	3
5 「重大事態」の対応について	4
6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	5
7 いじめの解消	5

はじめに

新座市立大和田小学校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定に基づき、児童が安心して学校生活を送ることができる学校づくりに努めるとともに、いじめの防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進できるようにするため、「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定するものである。

1 いじめの未然防止のための取組

「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という事実を踏まえ、全ての児童を対象として、いじめの未然防止のために全校をあげて取り組む。

未然防止の基本として教職員は、相互に心が通じ合うようなコミュニケーション能力を児童に育むとともに、主体的で規律正しい態度で授業や行事に参加、活躍できる授業づくり、集団づくりに努める。

また、児童の悩みを親身になって受け止めることができるよう信頼関係の醸成に努め、児童の出すあらゆるサインを見逃さないようにする。

さらに、日頃より「いじめが起きた場合は、いじめられている児童を守り抜くことが最優先である」ということを念頭におきながら指導、支援にあたる。また、そのために児童理解による積極的な生徒指導を行うものとし、毎月最終木曜日には、「心の日」と題して15分間の心の振り返りを全校一斉に行う時間を設ける。それにより、児童一人一人の心身ともに健やかな成長を図るとともに、自尊感情の高揚や自己有用感の育成を図る。

加えて、万が一にも教職員の言動により、児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように指導の在り方に細心の注意を払う。

(1) 教師の姿勢

教師は「平常時の指導の大切さ」を忘れることなく、次の姿勢で指導に臨む。

- ・いじめを絶対に許さない毅然とした姿勢
- ・いじめられている児童生徒を守り抜く姿勢
- ・いじめを見逃さず、放置しない姿勢

(2) 学級づくり

① 安心して生活できる居場所づくり

- ・児童の気持ちを共感的に受け止める。
- ・児童に、学級で責任を果たすことのできる役割を与える。
- ・学級のルールを基盤に、公正さを欠かない姿勢をもつ。
- ・毎月実施する児童用「学校の生活アンケート」の結果を生かす。

② 児童同士、教員との絆づくり

- ・児童に、自分のよさに気付かせるとともに相手のよさにも気付かせ、互いの違いを認めることができるようにする。

- ・児童に、自己有用感をもたせられるような場面づくりをする。
- ・公正なリーダーとフォロワーを組織する。

(3) 学習指導

- ・各教科において、一人一人の考えや意見が尊重され、自他の違いを認め合うような授業を展開し、学ぶ喜びを味わわせるようにする。
- ・多様性を認め合う学級風土を醸成することで、排除したり、嘲笑したりすることを防ぎ、楽しく学ぶことができる授業規律を確立する。
- ・学業不振やその心配のある児童には補習などの学習支援を行い、学習意欲を喚起、持続できるようにする。
- ・公開授業等で授業を見合い、授業改善にあたる。
- ・特別支援教育やインクルーシブ教育の視点も積極的に加味していく。
- ・道徳の時間を要として、生命を大切にすることや他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けさせる。

(4) 保護者や地域、関係機関とのネットワークづくりのサポート

- ・いじめ・非行防止サポートチームを編成し、学校、保護者、地域、関係諸機関との円滑な連携を図る。
- ・学級、学年懇談会等を開催し、いじめや問題行動等について情報交換をしたり対策を話し合ったりする。
- ・保護者には、いじめから子どもを守る役割があることを認識してもらうため、意識啓発を図る。特に、携帯電話等のトラブルに係る情報モラルについては、学校と保護者の相互協力が不可欠であることに理解を求める。

2 いじめの早期発見への取組

多様な形で児童の相談に対応できるよう体制を整えるとともに、全教職員による情報共有に努め、情報に基づく速やかで的確な対応を実践する。

- (1) 「新座市いじめの根絶に係る取組」の実施要項に則り、全教職員が以下の取組を実践する。
 - ① 教職員用チェックリストの活用（毎月月末実施）
 - ② 児童無記名による「学校の生活アンケート」の実施（毎月「心の日」に実施）
 - ③ 児童自由記述による「心の振り返りアンケート」の実施（毎月「心の日」に実施）
 - ④ 保護者用チェックリストの活用（每学期実施）
- (2) 子どもと親の相談員との連携
- (3) 副担任や担任外、養護教諭、特別支援教育支援員、交通指導員等との情報交換
- (4) 新座市教育相談室との連携
- (5) 情報共有の大切さを学ぶ「事例研究」の実施

3 いじめの早期解決への取組

いじめを発見した場合や通報を受けた場合は、全教職員の共通理解に基づく共通行動が必要不可欠である。また、保護者の協力や関係専門機関との連携も欠くことができないことから、いじめを認知した場合は、次の取組を実践する。

- (1) いじめ問題担当者を中心にいじめ問題対策委員会を開催し、速やかに当該児童の支援、指導を行う。
- (2) 必要に応じ、いじめを行った児童といじめを受けた児童を別室にして学習を行わせる等の環境に配慮する。
- (3) 教職員の他にスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、当該児童生徒の保護者との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに伝え、適切な支援、相談を行う。
- (4) 他校の児童生徒が関わると思われる場合は、当該校への通報、その他適切な措置をとる。
- (5) いじめに対する措置の結果を市教育委員会へ速やかに報告する。
- (6) 事後においては、経過観察を行い、問題解決の確認をして再発防止に努める。
- (7) 学校全体で生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

4 いじめの問題に向けての校内組織

いじめ等の対策を実効的に行うための組織として、「大和田小学校いじめ問題対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長の指揮の下、教頭、主幹教諭、いじめ問題対応担当者を中心に、教務主任や生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等の中から本校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任、特別支援教育支援員、さわやか相談員、子どもと親の相談員、スクールカウンセラー（SC）等も加えることができるものとする。また、必要に応じて新座市教育相談員や新座市学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー（SSW）の他、学校以外の人材として学校サポートチーム、ふれあい連絡協議会の参加を図る。

(2) 活動内容

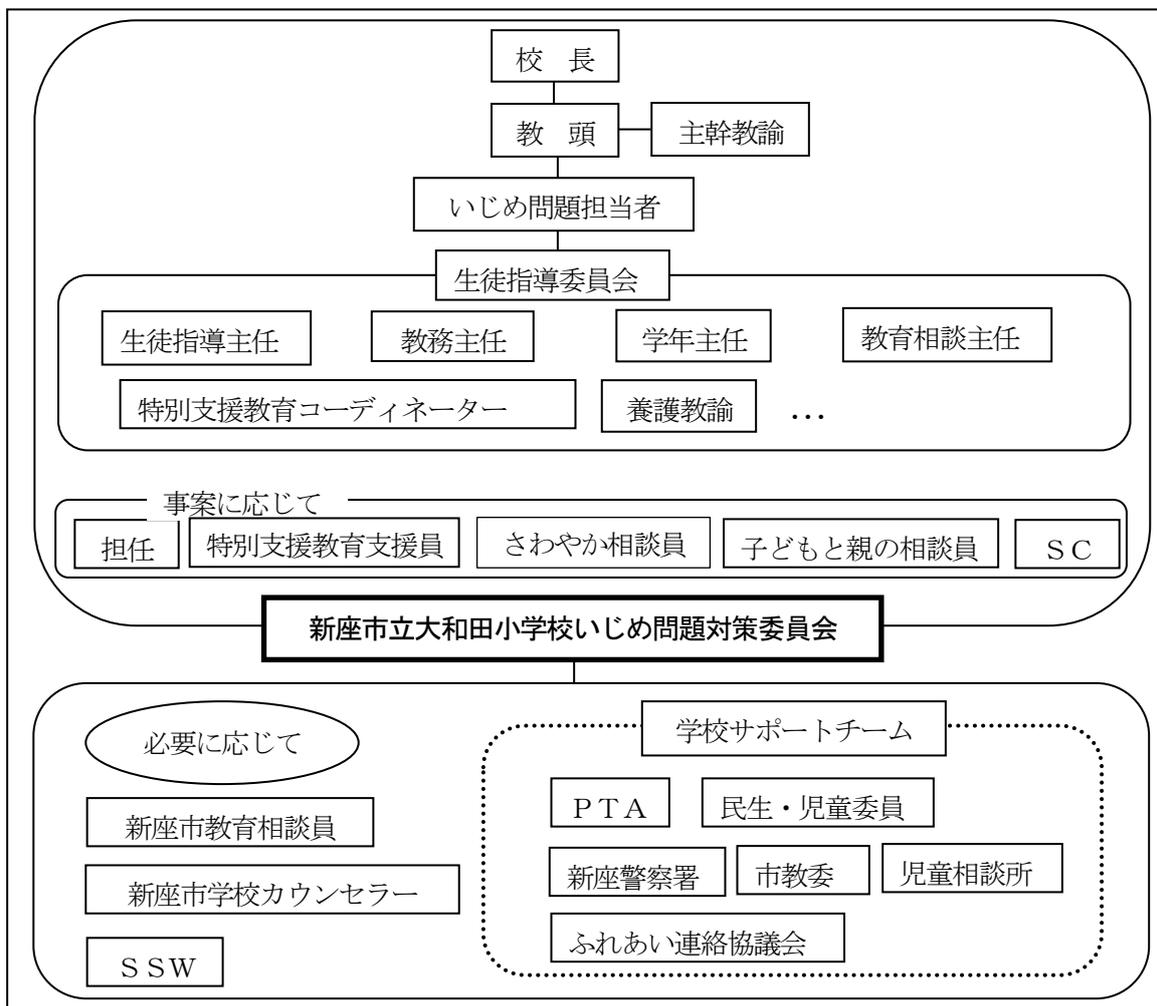
- ① 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実行、検証、修正
- ② いじめの相談や通報の窓口
- ③ いじめの疑いについての情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集、記録、共有
- ④ いじめ事案に対する組織的な対応

(3) 開催時機

- ① 平常時は定期的を開催する。

- ② 学校サポートチーム連絡協議会と連携した会議を年2～3回開催する。
- ③ いじめ事案が発生した場合は、緊急で開催する。

(4) 組織図



5 「重大事態」の対応について

いじめ問題への対応については、日頃から市教育委員会との連携を密にする。特に、「重大事態」に至った場合は、学校だけで判断することなく、直ちに市教育委員会に報告し、市いじめ問題対策委員会との連携を図る。また、いじめが犯罪として取り扱われるべきものであると認められるとき、所轄警察署とも連携してこれに対処する。

(1) 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条から）

いじめにより、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・相当の期間（30日を目安とする）欠席を余儀なくされている疑いがある場合

・いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあった場合

(2) 重大事態の対応

「重大事態」を全教職員が理解し、以下のとおり、対応にあたる。

① 調査を行う組織

調査にあたっては、公平性、中立性確保の観点から、いじめ問題対策委員会を母体として当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者の参加を図る。

② 調査の実施

事実関係を明確にするために、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したか、などの事実関係を可能な限り網羅的に調査する。その際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

③ 調査結果の提供及び報告

調査で得た情報は、児童及びその保護者に適切に提供する。また、市教育委員会を通して市長に報告する。

6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

児童のインターネット上でのいじめを防止するために、対策として以下の取組をする。

- (1) 教職員は、ネットトラブル等を題材として、学級活動における指導を行う。
- (2) 児童のインターネット利用に関する理解を深めるとともに、ネットトラブル等の危険性について意識啓発を図るため、警察職員、電気通信事業者等による講演会を実施する。
- (3) 保護者のネットトラブル等に関する意識啓発を積極的に行うため、講演会を実施する。
- (4) フィルタリングの必要性について、児童及び保護者に対し、機会を捉えて意識啓発を図る。
- (5) P T Aや保護者会が主体となってネットトラブル等の防止のための取組を行う場合は、学校も協力し、取組の支援を行う。

7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるも

のを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。